

(お知らせ)

令和3年11月12日
防 衛 省

P-1 哨戒機に係る飛行試験の実施について

令和3年9月7日に発生した海上自衛隊に納入される前に川崎重工業(株)において製造中であったP-1 哨戒機の滑走路逸脱事案については、国土交通省の運輸安全委員会において重大インシデント調査が行われております。

他方、防衛省としては、当該機は着陸後の地上において進行方向を制御することが出来ず、滑走路を逸脱したものであり、飛行中の安全性に関わるものではないと考えています。

海上自衛隊が令和3年9月7日の事案発生以前に受領し、運用してきたP-1 哨戒機については、安全に運用を継続しており、同種不具合は発生していないところですが、①入念な点検・整備による機体の健全性の再確認、②地上において同様の事態を予防・対処する手順を確立し、パイロットに対する教育を実施、といった対策処置も完了しています。

このような運用機のうち、川崎重工業(株)において定期整備を行い、整備が完了した機体については、今後、飛行試験を航空自衛隊岐阜飛行場において実施する予定です。

また、海上自衛隊に納入される前の、川崎重工業(株)が製造する新造機の飛行試験についても、国土交通省による飛行許可を得たものから、同様の対策処置を取った上で、今後、飛行試験を実施する予定です。